

神流町会計年度任用職員（高齢者住宅）の募集について

神流町では、令和4年度の会計年度任用職員を募集します。

応募希望者は、以下の内容を確認し、「5. 応募方法」により申し込み下さい。

1. 身分

パートタイム会計年度任用職員

（改正後の地方公務員法第22条の2第1項に規定する一般職の非常勤職員）

2. 募集内容

- (1) 業務内容 敷地内及び施設内共有部の清掃、備品等の管理、利用者の声掛け見守り等
- (2) 任用期間 任用開始日から令和5年3月31日まで（再募集により再任用あり）
※ 任用後1カ月間は条件付採用期間（試用期間）
- (3) 任用場所 神流町高齢者住宅 奴郷団地

3. 服務等について

(1) 週休日・休日

勤務形態に応じて所属長が定める週休日、年末年始の休日（12月29日～1月3日）

※ 業務の都合上週休日、休日に勤務を命ずる場合があります。

具体的な週休日については、面接時等にご相談ください。

(2) 勤務日、勤務時間及び休憩時間

勤務日は原則として月曜から土曜日のうち3日

勤務時間は基本午前8時30分から午後5時15分。休憩時間は勤務時間のうち1時間

なお、実際の勤務時間については面接時等にご相談ください。

(3) 休暇・休業

年次休暇（在職年数、所定勤務日数及び勤務時間に応じて最大20日・有給）

特別休暇（夏期・結婚・忌引き・育児・疾病等、有給又は無給）

※ 神流町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則別表1に掲げる事由につき定める期間は有給休暇。同規則別表2に掲げる事由につき定める期間は無給休暇となります。

(4) 社会保険等

次の要件を満たす場合は、各種保険に加入します。

＜健康保険（市町村職員共済組合）・厚生年金保険＞

1週間当たりの所定労働時間が20時間以上であること

報酬の月額が88,000円以上であること

任用が2ヶ月以上見込まれること

学生でないこと

＜雇用保険＞

1週間当たりの所定労働時間が20時間以上であること

31日以上継続して任用される見込みであること

学生でないこと

(5) 服務規律

地方公務員法の適用を受け、信用失墜行為の禁止、守秘義務等の服務規律が適用されます。

4. 報酬等について

報酬額（時給）897円～

※ 報酬は、給与表を基にした金額であり、今後変更となる可能性があります。

報酬のほか、通勤手当（2Km以上から）等が支給されます。また任期が6か月以上、かつ、1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上の職員には、勤務実績に応じて期末手当が支給されます。

5. 応募方法

会計年度任用職員の職への応募に当たっては、市販の履歴書又は神流町会計年度任用職員申込書兼履歴書に必要事項を記載のうえ、保健福祉課へ郵送又は持参により提出してください。（郵送の場合は封筒に赤字で「会計年度任用職員応募書類在中」と記載してください。持参する場合は平日の午前9時から午後5時までに保健福祉課へ持参してください。）

(1) 申し込み期限：令和4年11月30日

(2) 郵送等の提出場所

住所：神流町大字万場90番地6

宛先：神流町役場 保健福祉課

※ 応募希望される方は、申込書兼履歴書を神流町ホームページからダウンロードいただくか、市販の履歴書に必要事項を記入の上、役場保健福祉課へ提出してください。

※ 応募書類は返却しませんので、あらかじめご了承ください。

※ 地方公務員法の規定により以下のいずれかに該当する方は応募できません。

- ・ 禁固以上の刑に処せられ、現に執行中である方又は執行猶予期間中である方
- ・ 2年以内に懲戒免職の処分を受けたことがある方
- ・ 憲法又は政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入したことがある方

6. 選考方法

会計年度任用職員の採用に当たっては、書類審査・個別面接により選考を行います。

書類選考及び面接：面接対象者は別途通知します。

選考結果の通知：選考結果は書面にて通知します。

お問い合わせ先
神流町役場保健福祉課
電話：0274-57-2111